

NEWS LETTER

September 2026 - Vol.66

CHEMCURRENT's お知らせ

(株)ケムカレントでは、「化評法 - 既存化学物質共同登録」について理解を深めるために
ご要望の際に以下のように1:1相談サービスをご提供いたします。

-下記-

- 対象: 相談をご希望する企業
- 日程: お客様のご要望に合わせて協議後に確定
- 言語: 3か国語のうちご要望の言語をご指定下さい。(韓国語/日本語/英語)
- 相談方法: 要請により対面/非対面可能
- 所要時間: 30~60分(Q&A時間を含む)
- 詳細な内容:
 - 既存化学物質の共同登録概要のご説明
 - 登録予定の既存化学物質に対するデータギャップ(Data gap screening)
 - 物質別の登録戦略策定
 - 物質別登録時の予想費用を算出
 - 韓国政府の支援サービスの種類と詳細な内容のご説明
 - 協議体内での役割別、登録前後の準備事項
 - Q&A

多くの関心及びご参加をお願いいたします。その他のお問い合わせがございましたらご連絡ください。
ありがとうございます。

※ 本ニュースレターには、詳細な告示内容をご確認いただけるよう添付ファイルが付いております。

- Adobe Acrobat Reader: [表示→表示切り替え→ナビゲーションパネル→添付ファイル]を選択
- その他のPDFビューア: [表示]メニューにて添付ファイル表示などを選択

目次

化評法(K-REACH).....	3
法律の動向 - 改正・予告(案)など	3
[化学物質安全院告示第2026-15号]「化学物質の有害性審査結果」一部改正.....	3
[化学物質安全院告示第2026-16号]「人体急性有害性物質、人体慢性有害性物質及び生態有害性物質の指定告示」一部改正	3
[化学物質安全院告示第2026-17号]「化学物質の分類及び表示等に関する規定」一部改正	4
国内動向 - 支援事業・移行ガイドなど	5
[重要なお知らせ] 登録情報の公開および資料保護特例申請のご案内	5
化学製品安全法(K-BPR)	8
法律の動向 - 改正・予告(案)など	8
[気候エネルギー環境部告示第2026-215号]「安全確認対象生活化学製品の指定及び安全・表示基準」一部改正告示	8
[国立環境科学院告示第2026-18号]「安全確認対象生活化学製品の承認などに関する規定」告示一部改正	8
国内動向 - 支援事業・移行ガイドなど	9
殺生物製品（移行対象安全確認対象生活化学製品）検索用モバイルアプリのご案内	9
産業安全保健法(ISHA)	10
法律の動向 - 改正・予告(案)など	10
[雇用労働部公告第2026-462号] 新規化学物質の名称等公表	10
国内動向 - 支援事業・移行ガイドなど	11

化評法(K-REACH)

法律の動向 - 改正・予告(案)など

[化学物質安全院告示第2026-15号]「化学物質の有害性審査結果」一部改正

改正理由

「化学物質の登録及び評価などに関する法律」第21条及び同法施行規則第28条により、「化学物質の有害性審査結果」(化学物質安全院告示第2025-9号、2026.05.21)を次のように改正・告示します。

主な内容

- 新規化学物質：既存の固有番号 6 種（2018-299）の有害性情報改正
- 既存化学物質： 既存の固有番号 6 種（2024-447）の有害性情報改正
- 既存化学物質：固有番号2026-771～2026-848, 総78種を新設

参考資料

化学物質安全院

<https://nics.mcee.go.kr/sub.do?menuId=36>

お知らせ、告示日 2026-09-02

[化学物質安全院告示第2026-16号]「人体急性有害性物質、人体慢性有害性物質及び生態有害性物質の指定告示」一部改正

改正理由

「化学物質の登録及び評価等に関する法律」第2条第6号、6の2号、6の3号、第20条及び同法施行令第3条により「人体急性有害性物質、人体慢性有害性物質及び生態有害性物質の指定告示」(化学物質安全院告示第2026-5号、2026.03.27)を次のように改正します。

主な内容

- 既存の人体有害性物質名称などを改正
固有番号：97-1-9の小番号3, 97-1-90, 97-1-140, 97-1-323, 97-1-399, 2021-1-1077
- 人体など有害性物質38種を新設
固有番号：2026-1-1355から 2026-1-1392
- 施行日
2026年12月19日（告示日から3カ月経過後）
- 経過措置
新しく指定された人体など有害性物質を告示施行日以前から取り扱っている者は、次の期限まで該当する義務事項を遵守しなければなりません。

<経過措置適用期間>

適用期間	遵守事項
2027.7.1	化学物質の確認（化管法第9条）
	有害化学物質の表示（化管法第16条）
	人体など有害性物質の輸入申告（化管法第20条）
	有害化学物質等の販売者による通知義務（化管法第29条の2）
2028.1.1	有害化学物質取扱基準の遵守（化管法第13条及び同法施行規則別表1）
2029.1.1	化学事故予防管理計画書の作成・提出（化管法第23条）
	有害化学物質の営業許可及び営業申告（化管法第28条）
2031.1.1	有害化学物質取扱施設設置及び管理基準の遵守（化管法第24条及び同法施行規則別表5）

参考資料

産業界支援センター

https://www.chemnavi.or.kr/chemnavi/spkreach/archives.do?B_Name=v_data&category=2

お知らせ、告示日 2026-09-18

[化学物質安全院告示第2026-17号]「化学物質の分類及び表示等に関する規定」一部改正**改正理由**

「化学物質の登録及び評価等に関する法律」第14条第1項及び同法施行規則第10条第2項第2号イ目、第10条第3項、第24条、第28条「化学物質管理法」第16条第1項及び同法施行規則第12条第4項により「化学物質の分類及び表示などに関する規定」（化学物質安全院告示第2026-6号、2026.03.27）を次のように改正・告示します。

主な内容

- 既存の人体等有害性物質9項目について、化学物質の名称等を改正
固有番号：97-1-9の小番号3, 97-1-90, 97-1-140, 97-1-144, 97-1-399, 2010-1-609, 2021-1-1068, 2021-1-1077, 2024-1-1222
- 人体など有害性物質38種を新設
固有番号：2026-1-1355から 2026-1-1392
- 施行日及び経過措置
施行日：2026年9月18日（告示日）
有害化学物質の表示義務者は、2027年7月1日までに改正規定に基づく表示を実施

参考資料

産業界支援センター

https://www.chemnavi.or.kr/chemnavi/spkreach/archives.do?B_Name=v_data&category=2

お知らせ、告示日 2026-09-18

国内動向 - 支援事業・移行ガイドなど

[重要なお知らせ] 登録情報の公開および資料保護特例申請のご案内

「化学物質の登録及び評価等に関する法律」（以下、化評法）に基づく登録情報公開制度の拡大施行（2025年8月7日）に伴い、登録申請者が提出した登録情報が公開されます。

今回の公開対象は、化評法第42条第1項第1号に基づき登録された化学物質（2025年8月7日以前の登録資料）のうち、「登録対象既存化学物質」（環境部告示第2015-92号）に該当する化学物質について、登録申請者が提出した情報です。

ただし、営業秘密など保護が必要な資料については、関連規定に基づき資料保護を申請することができます。

これに伴い、登録申請者は公開対象情報に含まれる機密情報（営業秘密および個人情報）を確認し、保護が必要な場合は、以下の手続きに従って資料保護申請書等を提出する必要があります。

なお、登録対象既存化学物質以外の登録物質および申告物質の情報公開については、10月中に別途案内される予定です。

※ 以下、公告内容を整理しました。提出様式等の詳細については、公告文（添付PDFファイル等）を必ずご確認ください。

1. 情報公開対象

- 2025年8月7日以前に登録された物質のうち、「登録対象既存化学物質」（環境部告示第2015-92号）

※ 登録対象既存化学物質以外の登録物質および申告物質については、10月中に案内予定

- **拡大される登録情報の公開範囲**

公開情報	主な内容
化学物質情報	名称および固有番号
用途情報	用途分類体系に基づく用途
分類および表示	化学物質の分類および表示
登録形態	年間製造・輸入量の範囲、提出資料の省略有無等
物理・化学的特性	要約資料
有害性情報	要約資料
安全使用情報	取扱い上の注意事項等

2. 資料保護申請の手続き

- 公開予定情報のうち、営業秘密に該当する情報について、資料保護を申請できるかどうかを以下の手順で確認します。

Step 1 公開予定情報の確認・確認手続きの完了【2026年10月31日まで】

化学物質情報処理システム(<https://kreach.mcee.go.kr/repwrt/index.do>)にログインし、[登録情報レビュー] 画面で公開予定情報を確認した後、[確認] ボタンをクリックして確認手続きを完了します。

※ 公開予定情報の確認および[確認] 手続きは、公開される情報を事前に確認するための手続きです。当該手続きを完了していない場合でも、2026年12月15日までに資料保護特例申請書および立証資料を提出すれば、資料保護を申請することができます。



Step 2 資料保護を申請できない情報に該当するか確認

化評法施行令第30条第2項第1号～第6号の公開対象項目に該当するかを確認します。



該当する場合

資料保護申請不可



該当しない場合 → Step 3へ

Step 3 資料保護を申請できる情報に該当するか確認

化評法施行令第30条第2項第7号イ～ヘに該当するかを確認するとともに、以下の営業秘密としての要件を確認します。
非公知性・秘密管理性・経済的有用性



Step 4 資料保護特例申請書および立証資料の提出【2026年12月15日まで】

営業秘密としての要件を立証する資料および関連申請書類を作成し、化学物質情報処理システムを通じて提出します。

公告文の添付資料「資料保護特例申請チェックリスト」も併せてご確認ください。

- 資料保護を申請できる情報の範囲： 化評法施行令第30条第2項第7号イ～ヘ
 - イ. 化学物質の商用名称または製品等の名称
 - ロ. 化学物質または製品の用途（用途分類体系に基づく用途分類を含む）
 - ハ. 製品の取扱い上の注意事項や廃棄方法等、安全使用に関する資料
 - ニ. 有害性に関する要約資料（ただし、第5号の試験方法および結果に関する資料を除く）
 - ホ. 危害性に関する要約資料（ただし、第6号の人の健康および環境に対する無影響レベルを除く）
 - ヘ. 化学物質の登録形態に関する資料（年間製造・輸入量の範囲、登録申請時の提出資料の省略有無等）
- 申請手続き：

化学物質情報処理システムを通じて、化評法施行規則〔別紙第37号様式〕、証明資料および添付資料等を提出します。

※ 公開情報に含まれる「個人情報保護法」に基づく個人情報について保護を申請する場合は、別途メールにて公文書を送付します。（shj6826@korea.kr）

- 申請方法：
「資料保護特例チェックリスト」を作成して自己点検を行い、資料保護申請書および営業秘密であることを立証する資料等をシステムに添付します。
- お問い合わせ：化学物質安全院 化学物質登録評価チーム（TEL 032-560-8693、8694）

3.資料保護申請書の提出期間： 2026年9月16日～2026年12月15日（3か月）

※ 資料保護申請期間内に提出されたものに限り受け付けられ、期限内に提出されなかった情報は公開される予定です。

登録申請者が確認すべき主なスケジュール

確認事項	期限
公開予定情報の確認	2026年10月31日
資料保護特例申請	2026年12月15日
一般向け情報公開予定	2026年12月末

参考資料

産業界支援センター

<https://www.chemnavi.or.kr/chemnavi/spboard/noticedetail.do?idx=83035>

お知らせ、登録日 2026-09-21

※添付ファイル [KREACH_Registration_Disclosure_CBI_Notice.pdf] 参照

化学製品安全法(K-BPR)

法律の動向 - 改正・予告(案)など

[気候エネルギー環境部告示第2026-215号]「安全確認対象生活化学製品の指定及び安全・表示基準」一部改正告示

改正理由

- 殺生物製品への管理移行（2026年～）に伴い、安全確認対象生活化学製品の品目を調整（43品目から41品目に変更）
- 次亜塩素酸類を使用した製品（非殺生物製品）の安全・表示基準の設定等、制度を改善・補完

主な内容

- イ. 安全確認対象製品から殺生物製品への管理移行に伴う安全・表示基準整備
- ロ. 次亜塩素酸類に関する共通の安全・表示基準を策定
- ハ. チャイルドレジスタンス包装の適用基準を合理化
- ニ. ばく露・リスクレベルを考慮し、用途別基準を細分化

参考資料

電子官報 <https://gwanbo.go.kr/user/search/searchDaily.do> , 告示日: 2026-09-1

[国立環境科学院告示第2026-18号]「安全確認対象生活化学製品の承認などに関する規定」告示一部改正

改正理由

「生活化学製品及び殺生物剤の安全管理に関する法律」第10条第6項等から委任された安全確認対象生活化学製品の承認等に関する事項のうち、殺生物製品へ移行する安全確認対象製品の品目名を調整し、これに伴う審査資料の提出範囲を見直します。

主な内容

- イ. 安全確認対象製品から殺生物製品への管理移行に伴う品目名の調整
グループ I (殺菌剤、殺藻剤、殺虫剤、忌避剤)物質を含有する6品目を削除し、2品目の名称を調整
- ロ. 管理対象品目名の調整に伴う審査資料提出範囲の整備
[別表2－品質管理のための試験・検査の基準および方法]、[別表3－安全性・有効性審査]について、調整後の品目名に改正
- ハ. 殺虫剤の管理範囲の調整に伴う主要含有物質規格の削除
[別表4－殺虫剤の主要含有物質の規格]の一部条項を修正・削除
- ニ. 管理対象品目の調整に伴う承認番号の再整備
安全確認対象製品から殺生物製品へ管理移行する6品目を削除し、新規2品目に番号を付与
- ホ. その他の製品のうち、加湿器用保存処理製品の定義を明確化
付随的な目的で殺生物剤を使用しているものの、その効果を標榜していないことを理由に管理対象から除外されるケースを防止

参考資料

電子官報 <https://gwanbo.go.kr/user/search/searchDaily.do> , 告示日: 2026-09-28

国内動向 - 支援事業・移行ガイドなど

殺生物製品（移行対象安全確認対象生活化学製品）検索用モバイルアプリのご案内

殺菌剤、殺虫剤等に該当する殺生物製品への移行対象となる安全確認対象生活化学製品については、承認および販売猶予期間が終了したことから、2026年7月以降、殺生物製品として承認されていない製品は販売・流通が制限されます。これに伴い、一般消費者や販売者（流通業者、薬局等）が、スマートフォンから安全確認対象生活化学製品の届出番号または承認番号を入力し、当該製品が販売可能かどうかを簡単に確認できるモバイルアプリが開発されました。

詳細については、「生活環境安全情報システム」の [お知らせ]をご確認ください。

参考資料

お知らせ

<https://ecolife.mcee.go.kr/ecolife/board/1/detail/296>

登録日：2026-09-22

産業安全保健法(ISHA)

法律の動向 - 改正・予告(案)など

[雇用労働部公告第2026-462号] 新規化学物質の名称等公表

「産業安全保健法」第108条第3項及び同法施行規則第153条に従い、新規化学物質の名称、有害性・危険性、年間製造・輸入量及び労働者の健康障害予防のための措置事項を次のように公告します。

主な内容

- **一連番号:** 26-26-00(公表年度-受付年度-受付番号)
26-26-126から 26-26-191まで総66物質
- **有害性・危険性:**
事業主が提出した毒性資料の範囲内で国内外の化学物質情報DBなどを活用し「化学物質の分類・表示及び物質安全保健資料に関する基準」(雇用労働部告示第2026-26号)に従い有害性・危険性を分類
*参考: 毒性試験等の追加研究により、新たな有害性・危険性情報が確認される可能性があり、その評価結果については、物質安全データシート(MSDS)作成時に判断した有害性・危険性情報と併せて記載するよう案内
- **勤労者の健康障害予防のための措置事項:**
有害性・危険性情報欄に記載事項がない場合でも、新規化学物質を取り扱う労働者が化学物質に長短期暴露される場合などを備え、事業主が取るべき基本的措置事項を提示

参考資料

電子官報:

<https://gwanbo.go.kr/user/search/searchDaily.do>

雇用労働部:

https://www.moel.go.kr/news/notice/noticeView.do?bbs_seq=20260900884

登録番号7904, 登録日 2026-09-30

※ 添付ファイル [MOEL_2026-462_New_Chemicals_KR.pdf] 参照

国内動向 - 支援事業・移行ガイドなど

※ 9 月産業安全保健法 - 国内動向に関する内容はあります。